

【第3期坂戸市地域福祉計画 取組一覧】

【基本目標 2 サービス基盤の整備】

必要な支援がいつでも受けられるようにします

資料1－1

①令和6年度実績報告

(1)相談体制の充実

(計画書P62～63)																			
No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和6年度実績（実施内容又は実施しなかった理由）	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標（項目）・実績							
		R2	R3	R4	R5	R6						指標（項目）	R2	R3	R4	R5	R6	評価	(R6目標)
6	ひきこもり問題への相談体制の充実	●	●	●	●	●	市民健康センター 福祉総務課 高齢者福祉課 障害者福祉課	それぞれ異なる経緯や事情を抱えているひきこもり状態にある方やその家族に対して、関係課が連携し、支援を行います。	【市民健康センター】 個別相談5件 【福祉総務課】 各種相談の際、必要性がある場合は関係課への情報提供等を行いました。 【障害者福祉課】 相談支援の際、必要性がある場合は関係課への情報提供等を行いました。 【高齢者福祉課】 相談支援の際、必要性がある場合は関係課への情報提供等を行いました。	【市民健康センター】 ひきこもりの高齢化、長期化により、問題が深刻化し、相談支援の介入が困難な場合があります。 【福祉総務課】 ひきこもり状態の方からの直接の相談のケースは少なく、見えてこない事が多いため、家族からの相談などから見えてくる課題に各課が連携し対応する事が重要となってきます。 【障害者福祉課】 様々な問題があるケースが多く、他機関との連携が必要です。 【高齢者福祉課】 8050問題のように複雑化した課題を抱えた対象者に対応するために一層の連携強化が必要と	【市民健康センター】 引き続き、関係課及び関係機関が密に連携し、支援体制の推進を図っていきます。 【福祉総務課】 ひきこもり状態は見えづらい部分ではありますが、各課を始め、民生委員や地域コミュニティなどとも連携していく必要があります。福祉総務課としても、研修などを通し、ひきこもり対応への知識を高めてまいります。 【障害者福祉課】 引き続き関係課との連携を図ります。 【高齢者福祉課】 引き続き、関係機関との連携を図っていきます。	相談支援	継続	継続	継続	継続	継続	B	
7	地域包括支援センターによる相談・支援業務の実施	●	●	●	●	●	高齢者福祉課	地域包括支援センターを高齢者の身近な相談窓口として、相談支援等の充実を図ります。	地域包括支援センターを中心に、総合相談・支援を行いました。また、コロナ禍を経て、引き続きオンライン相談を受け付け、相談体制の充実を図りました。	地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることを周知していく必要があります。	様々な機会を捉え、地域包括支援センターの更なる周知を図ります。	相談件数	5,809件	7,157件	7,355件	5,615件	4,641件	A	継続
8	児童相談事業の運営、充実	●	●	●	●	●	こども支援課	家庭児童相談室を運営し、児童の養育に関連した問題の解決を図ります。 また、関係機関との連携や研修を通じ、相談体制の充実を図ります。	児童の養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童相談室を運営し、相談業務を実施しました。また、複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関との綿密な連携や相談技術の向上のための研修を受講し、相談対応の充実を図りました。	相談・虐待件数の増加、内容の複雑・多様化に伴い、対応困難事例が増加していることから、関係機関との連携をより強化するとともに、相談員及び社会福祉主事の研修受講等による技能向上に努めます。	関係機関との綿密な情報共有により連携強化を図るとともに、相談員及び社会福祉主事の研修受講等による技能向上に努めます。	相談件数	4,358件	3,671件	2,705件	3,492件	3,871件	B	継続
9	成年後見制度の利用促進	×	●	●	●	●	高齢者福祉課 障害者福祉課	認知症や知的・精神障害などで判断能力の十分でない人が、不利益を被ることなく安心して地域で暮らせるために、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に関する体制づくりの整備に努めます。 また、成年後見センターの設置及び権利擁護支援の地域ネットワークを段階的に整備します。	権利擁護専門職と市民後見人候補者が相談員となり、成年後見制度の概要説明や相談を受け付ける成年後見相談会を9回実施し、16件の相談を受け付けました。	法的な問題が絡んだ複雑なケースの対応が困難であるため、専門職との連携体制の強化していく必要があります。また、認知症高齢者の増加による後見人の担い手不足も課題となっています。	成年後見相談会のさらなる周知により、利用者増加を図るとともに、関係機関等との密接な情報連携等により、すみやかに対象者の支援を行い、成年後見センターの機能充実を図ります。	相談支援	—	54件	51件	48件	52件	A	
10	言語発達遅滞児支援事業の運営、充実	●	●	●	●	●	こども支援課	ことばの遅れ等がある児童とその保護者を対象に、言語発達遅滞児支援を行います。	児童発達に関する相談対応や言語発達遅滞児グループ指導教室を開催し、児童の発達を支援すると共に保護者の不安や負担の軽減に努めました。	言語の発達や基本的な生活習慣の定着、コミュニケーション能力の向上等、成長がみられるとともに保護者からの相談にきめ細かに対応できていると考えます。 しかし、相談件数の増加や内容が複雑・多様化していることから、適切な対応を図るためには、関係機関との更なる連携が求められます。	児童の発達促進や保護者の不安や負担の軽減のため継続して実施し、相談対応においては関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。	言語発達支援事業 ①実施回数 ②参加者数	①65回 ②674人	①41回 ②381回	①81回 ②444回	①84回 ②552回	①102回 ②606人	A	
11	障害者等相談支援事業の充実	●	●	●	●	●	障害者福祉課	坂戸市障害者等相談支援センター・坂戸市障害者等基幹相談支援センターにおける相談支援等の充実、強化を図ります。	市内4カ所の相談支援センターにおいて、相談支援等を過不足なく提供する体制を維持しています。	相談が多様化しており、関係機関との適切な連携が必要となっています。	市内4カ所の相談支援センターにおいて、関係機関との連携を図り、相談支援等を過不足なく提供する体制を維持します。	相談件数	7,021件	6,100件	6,544件	8,107件	8,114件	B	継続
12	多胎児をもつ保護者への支援	●	●	●	●	●	こども支援課	双子等の多胎児親子を対象に交流や情報交換・相談ができる場である「えだまめキッズ」を実施し、育児の不安や負担の軽減を図ります。	坂戸つどいの広場を会場に多胎児支援事業「えだまめキッズ」を実施し、多胎児育児に対する不安や負担の軽減に努めました。	多胎児親子の交流の場として有効に活用されていると考えます。	参加児童の年齢に幅があることから、参加者全員が参加しやすい実施内容の工夫に努めます。	多胎児支援事業 ①実施回数 ②参加者数	①6回 ②65人	①7回 ②37人	①8回 ②53人	①8回 ②43人	①11回 ②55人	B	

(2) 地域福祉サービスの充実

(計画書P65～67)																	
No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和6年度実績（実施内容又は実施しなかった理由）	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標（項目）・実績					
		R2	R3	R4	R5	R6						指標（項目）	R2	R3	R4	R5	R6
13	ファミリー・サポート・センターの運営	●	●	●	●	●	こども支援課	地域における子育て支援の一環として、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織の「さかどファミリー・サポート・センター」を運営します。	さかどファミリー・サポート・センターを業務委託により運営し、地域における子育て支援環境の充実を図りました。 サポート件数 2,074人	利用会員の援助希望に対し、協力会員が不足していることから、協力会員数の増大に努める必要があります。	市ホームページ及び広報紙掲載、公共施設へのリーフレット配置等、事業周知を強化し、協力会員の増大を図ります。	協力会員数	81人	85人	94人	103人	84人
14	民生委員・児童委員活動への支援	●	●	●	●	●	福祉総務課	地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を、相談窓口の紹介や情報提供、補助金の支給等で支援します。	民生委員・児童委員の活動を支援するため、相談窓口の紹介や情報提供を行いました。また、相談内容に応じて関係課へつなぎ、連携の強化に努めました。 また、市内5地区の民生委員・児童委員協議会及び連合会に補助金を交付しました。	地域住民の抱える問題は年々多様化しているため、民生委員・児童委員への相談内容も複雑化しています。また、制度改正などにより公的支援の内容も変わってきています。 そのため、相談を受けた民生委員が、どの機関へつなげばよいか判断に苦慮する場合があります。	引き続き民生委員・児童委員協議会及び連合会に補助金を交付するとともに、各民生委員協議会の会議に出向き、活動を支援また民生委員の負担軽減を図ります。	民生委員・児童委員の充足率	89.2%	92.6%	84%	84.6%	82.7%
15	高齢者の在宅福祉サービスの利用促進	●	●	●	●	●	高齢者福祉課	高齢者福祉ガイドを作成し、高齢者の在宅福祉サービスの周知、利用促進を図ります。	「高齢者福祉ガイド」を作成し、また広報、ホームページに掲載するなど、高齢者の在宅福祉サービスの周知、利用促進を図りました。	高齢者が健やかに在宅生活を続けるために、在宅福祉サービスの更なる周知が必要です。	今後も適切な利用のため、サービスの周知、利用促進を図ります。	在宅福祉事業利用者数	689人	788人	791人	751人	656人
16	障害福祉サービスの利用促進	●	●	●	●	●	障害者福祉課	手帳取得者に「障害者等のてびき」を配布し、各種障害福祉サービスの利用促進を図ります。	手帳取得者に「障害者等のてびき」を配布し、各種障害福祉サービスの利用促進を図っています。	利用者のニーズに合わせたより細やかな情報提供が必要となっています。	今後も引き続き「障害者等のてびき」を配布し、各種障害福祉サービスの利用促進を図ります。	障害福祉サービスの周知	継続	継続	継続	継続	継続
17	子ども・子育て支援サービスの推進	●	●	●	●	●	こども支援課	坂戸市子ども・子育て支援事業計画を計画的に推進し、サービスの充実を図ります。	坂戸市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種子育て支援サービスの推進をしました。	計画の推進には関係部署及び機関との連携が必要不可欠です。	計画推進に向け、引続き関係部署及び機関との連携を図ります。	法定13事業の実施数	12事業	12事業	12事業	12事業	12事業
18	障害者計画等に基づくサービスの推進	●	●	●	●	●	障害者福祉課	坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画・坂戸市障害児福祉計画を計画的に推進し、サービスの充実を図ります。	坂戸市障害者計画等審議会を開催し、坂戸市障害者福祉プランの進捗状況やサービスの充実を計画的に推進しています。	計画の推進に関係部署との連携、外部機関の協力が必要となっています。	計画の推進に向け、関係部署との連携を強固にするとともに、外部機関と調整を進めていきたいと考えます。	障害者福祉施策の推進	継続	継続	継続	継続	継続
19	障害のある方の権利擁護に関する支援の実施	●	●	●	●	●	障害者福祉課	障害者等相談支援センターを中心に、権利擁護、成年後見制度の利用に関する相談・支援を実施します。	後見制度が必要な方への制度周知や、申立人が不在である方への市長申立による後見等審判請求を実施しています。	権利擁護等の相談にあたり職員の技術向上が必要となっています。	引き続き、後見制度が必要な方への制度周知や、申立人が不在である方への市長申立による後見等審判請求を実施します。	成年後見制度相談実績件数	1回	2回	1回	0件	3件
20	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づくサービスの推進	●	●	●	×	●	高齢者福祉課	高齢者福祉事業及び介護保険事業を計画的かつ円滑に実施し、高齢者福祉サービスの一層の充実を図ります。	令和7年度に整備を予定している小規模多機能型居宅介護事業所について、より良いサービス提供が見込まれる事業者を適正に選定するため、公募を実施し、1事業者を採択しました。	公募事業は市内に整備されていないサービスのため、そのサービスに対する職員の知識の向上が必要です。	業務を通じ、公募事業に対する職員の知識の向上に努めます。	公募による整備の採択数	24.8%	1件	1件	0件	1件
21	高齢者の権利擁護、成年後見制度利用への支援	●	●	●	●	●	高齢者福祉課	地域包括支援センターを中心に、権利擁護、成年後見制度の利用に関する相談・支援を実施します。成年後見制度を利用するにあたり申請ができる人がいないときは、市が代わって手続を行います。	認知症などで判断能力の十分でない人の権利擁護のために、成年後見市長申立てを8件実施しました。	市職員及び地域包括支援センターのさらなる研鑽による知識・技術向上が必要です。	研修を通じて、市職員及び地域包括支援センターの知識の向上に努めます。	成年後見制度相談案件数	34件	33件	45件	26件	25件

※①年度計画注釈 ○→実施予定、●→実施済、×→未実施

※■→第3期坂戸市地域福祉計画に示した指標

・ A:計画どおり実施 B:おおむね実施
C:やや遅れ D:未実施2/3

（３）生活困窮者対策の推進

(計画書P69)																			
No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和6年度実績（実施内容又は実施しなかった理由）	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標（項目）・実績							
		R2	R3	R4	R5	R6						指標（項目）	R2	R3	R4	R5	R6	評価	(R6目標)
22	生活困窮者に対する自立支援	●	●	●	●	●	福祉総務課	生活困窮者の自立の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者自立支援法が定める自立相談支援事業を実施します。	生活困窮者の自立の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら自立相談支援事業を実施しました。また、住居確保給付金の支給などの支援を行いました。	昨今の物価高騰の影響もあり、生活困窮世帯からの相談件数は高止まりの状況にある点が挙げられます。	引き続き、自立相談機関(自立サポートセンター)では相談者にあったプランを作成し、自立の促進(就労支援等)を図ります。プランの期間が終期に到達し再プランの策定が必要である場合は、継続支援を実施します。	就労・増収率	35.2%	18.0%	4.8%	21.8%	40%	B	50%

※担当課：福祉総務課、子育て支援課、障害者福祉課

（４）福祉事業者との連携

(計画書P71～72)																			
No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和6年度実績（実施内容又は実施しなかった理由）	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標（項目）・実績							
		R2	R3	R4	R5	R6						指標（項目）	R2	R3	R4	R5	R6	評価	（R6目標）
23	福祉サービス事業者などとの連携強化	●	●	●	●	●	高齢者福祉課 障害者福祉課 こども支援課 保育課	福祉施設や福祉サービス事業者などと総合的に連携を図るための組織体制を構築していきます。	【高齢者福祉課】 （一社）坂戸鶴ヶ島医師会に在宅医療・介護連携推進事業を業務委託し、医療と介護の連携を推進するために多職種連携研修会を実施しました。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療介護の連携のさらなる連携強化が必要です。	在宅医療・介護の連携が図れるよう引き続き坂戸鶴ヶ島医師会等と連携しながら推進を図ります。	多職種連携研修会の開催	1回	2回	1回	1回	1回	A	
									【障害者福祉課】 市内4カ所の相談支援センターにおいて、障害のある方等からの相談に対して、福祉施設や福祉サービス事業者と連携を図りながら、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を実施しています。	相談が多様化しており、さまざまな福祉サービス事業者等との適切な連携が必要となっています。	引き続き、障害のある方等からの相談に対して、さまざまな福祉施設や福祉サービス事業者と連携を図ってまいります。	連携継続	継続	継続	継続	継続	継続	B	
									【こども支援課】 児童相談、児童虐待対応等において、適宜、関係機関との連携を図りました。 また、要保護児童支援のための要保護児童対策地域協議会の構成機関として社会福祉法人に参加いただき、連携体制の強化を図っています。	相談が多様化しており、さまざまな福祉サービス事業者との適切な連携が必要となっています。	引き続き、障害のある方等からの相談に対して、さまざまな福祉施設や福祉サービス事業者と連携を図ってまいります。	連携継続	継続	継続	継続	継続	継続	B	
									【保育課】 国・県からの情報を民間保育所(10園)に提供し、保育園からの児童等の情報を関係機関に提供する等の連携を図りました。 また、公立を含めた市内全保育園の園長交流会を開催し、情報共有および情報交換を実施しました。	特になし	今後についても継続して連携を図ります。	市内全保育園園長交流会	年1回	年1回	年3回	年3回	年3回	A	
24	社会福祉法人、福祉サービス事業者の指導監査	●	●	●	●	●	福祉総務課 高齢者福祉課 保育課 障害者福祉課	適正な法人運営の確保及び会計処理の適正化に重点を置き、社会福祉法人の指導監査を実施します。また、福祉サービスの向上、円滑な事業運営の確保を図るため、関係課と連携して事業者の実地指導等を行います。	社会福祉法人4法人に対して指導監査を実施しました。また、保育課所管施設24施設、高齢者福祉課所管施設9施設、障害者福祉課所管施設2施設に対して、関係課と連携して実地指導等を行いました。	指導監査及び実地指導等の対象となる法人及び施設の数が多いなか、質を落とさずに効率よく実施することが求められています。	提出資料や確認項目の精査、チェックリストの有効活用等により、指導監査及び実地指導等の質の向上及び効率化を目指します。	監査指摘件数 （1社会福祉法人当たり）	5件	8件	5件	3件	4件	B	5件
25	社会福祉法人が行う地域における公益的な取組の推進	●	●	●	●	●	福祉総務課	市内の社会福祉法人が地域福祉の推進につながる取組を実施するよう提案や働きかけを行います。	地域における公益的な取組について、社会福祉法人の指導監査の際に、法人に対して助言をしました。	市内の社会福祉法人において、地域における公益的な取り組みを行っていない法人が見受けられます。	地域における公益的な取組を行っていない法人に対して、より積極的に提案や働きかけを行います。	地域における公益的な取組実施法人数	6法人	6法人	6法人	6法人	6法人	C	9法人

※①年度計画注釈 ○→実施予定、●→実施済、×→未実施

※■→第3期坂戸市地域福祉計画に示した指標

・A：計画どおり実施 B：おおむね実施
C：やや遅れ D：未実施3/3